

Cancer Quality Initiative (CQI) 研究会 会則

●第1章 総則

・第1条 名称

本会の名称は「Cancer Quality Initiative (CQI) 研究会」とする。

・第2条 事務局

本会の事務局を以下に設置する。

〒260-8717

千葉市中央区仁戸名666-2

千葉県がんセンター 医療の質・安全管理部

TEL 043-264-5431

●第2章 目的及び活動

・第3条 目的

実証的なベンチマーク分析により、がん医療の質向上に寄与することを目的とする。

・第4条 活動

- 1) データの分析
- 2) 研究会の開催
- 3) その他本会の目的に沿った活動

●第3章 会員構成

・第5条 本会に賛同する医療機関の代表者をもって構成する。

●第4章 組織

・第6条 役員

本会には、次の役員を置く。

代表世話人 1名、世話人 若干名、監事 1名

1. 世話人は世話人会を組織し、会務を処理する。
2. 代表世話人は世話人の互選によって選出される。
3. 代表世話人はこの会を代表して会議を統括し、必要な会議を招集する。
4. 世話人の任期は1年間とする。但し再任を妨げない。
5. 監事は世話人会で選出される。

・第7条 世話人会

世話人会にて各事項を協議し、決定する。

- 1) データの管理及び分析方法
- 2) 研究会の開催及び運営方法

3) その他会に必要な活動計画

●第5章 分析活動

・第8条 データの共有

分析に必要なデータは、患者個人情報を匿名化した上で共有する。

・第9条 分析結果の公表

分析結果の公表に当たっては、医療機関名を匿名化する。

●第6章 研究会

・第10条 研究会の開催

原則として年2回の開催とする。

・第11条 研究会の形式

がん医療のプロセス、質、経済的評価のベンチマーク分析などについて討議を行う。

●第7章 会費・会計

・第12条 会費

本会の会費は、世話人会において別途定める。

・第13条 会計

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終了する。

本会の収支決算書は毎会計年度終了後に事務局にて作成する。

本会の収支決算は世話人会に報告し承認を受けなければならない。

●第8章 会則の変更等

・第14条 会則の変更

本会則は、世話人会において審議決定し変更できる。

・第15条 会則に定めのない事項

本会則に定めのない事項は世話人会において審議決定する。

●付則

・付則1 本会則は、平成20年2月25日より施行する。

・付則2 本会則は、平成21年8月8日より施行する。

・付則3 本会則は、平成22年10月2日より施行する。

共催に関するグローバルヘルスコンサルティング・ジャパンとの取り決め事項

平成 23 年 5 月 20 日

1 役割

本研究会はグローバルヘルスコンサルティング・ジャパンとの共催とし、以下の役割分担とする。

1) CQI 研究会

本会のテーマ・開催日時・プログラムの選定などの会運営を行うこととする

2) グローバルヘルスコンサルティング・ジャパン

本会のためのデータの集積と分析、資料の作成および研究会当日の運営を行うこととする。

以上